

第二八回

参第二号

労働基準法等の一部を改正する法律（案）

（労働基準法の一部改正）

第一条 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第七十六条第二項中「百分の百二十をこえ、又は百分の八十を下る」を「百分の百十をこえ、又は百分の九十を下る」に改める。

第八十一条の次に次の一条を加える。

（補償額の改定）

第八十一条の二 使用者は、第七十七条及び第七十九条から前条までの規定による補償を行う場合において、当該補償を行うべき事由の生じた日の属する四半期の平均給与額が、当該補償を受けるべき労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかった日の属する四半期における平均給与額の百分の百十をこえ、又は百分の九十を下るに至つたときは、その上昇し又は低下した比率に応じて、当該労働者の平均賃金を増額し、又は減額して計算した額により当該補償を行わなければならない。

第百十九条第一号中「第八十条」を「第八十条、第八十一条の二」に改める。

（労働者災害補償保険法の一部改正）

第二条 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第十二条第四項の次に次の一項を加える。

第一項第三号から第六号までの規定による災害補償については、政府は、労働基準法八十一条の二に該当する事由がある場合には、同条の例により、その平均賃金を増額し、又は減額して計算した障害補償費、遺族補償費、葬祭料又は打切補償費を支給する。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律の施行前からこの法律の施行の際まで引き続き労働基準法第七十六条第一項又はけい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法（昭和三十年法律第九十一号）第十二条第一項の規定に該当している者については、この法律の施行の日の属する四半期以後の四半期における平均給与額が当該労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかった日の属する四半期における平均給与額より上昇し又は低下した場合につき改正後の同条第二項（改正後の労働者災害補償保険法第十二条第五項の規定により同条の例による場合及びけい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法第十二条第三項の規定により準用する場合を含む。）の規定を適用し、この法律の施行の日の属する四半期前の四半期については、なお従前の例による。
- 3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

休業補償のスライド制における改定の基準である賃金変動の幅を現行の百分の二十から百分の十に改めるとともに、新たに、障害補償、遺族補償、葬祭料及び打切補償についても、スライド制を採用する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。